

生涯学習部所管施設の 指定管理者モニタリング結果について



令和6年8月22日

習志野市教育委員会生涯学習部

令和5年度 指定管理者モニタリング評価を 実施した生涯学習施設

施設名	指定管理者
1. 中央図書館を除く市立図書館 (谷津・袖ヶ浦・東習志野)	株式会社図書館流通センター
2. 新習志野公民館	株式会社オーエンス
3. 実花、袖ヶ浦、谷津公民館	株式会社オーエンス
4. スポーツ9施設	公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会 *
5. 習志野市生涯学習施設 「プラッツ習志野」	習志野大久保未来プロジェクト株式会社

* 令和6年4月1日付けで、「公益財団法人習志野市スポーツ振興協会」と「公益財団法人習志野文化ホール」が合併し、名称を「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」として事業を進めている。

習志野市公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」に基づく

モニタリングとは

1. 業務の遂行確認

現地で業務遂行状況の確認を行うとともに、指定管理者から関係書類の提出を求め、その内容を確認します。

2. 事業決算の確認

指定管理者から提出された事業報告書に基づき、施設の管理、住民利用、経理の状況について確認します。

3. 管理業務の評価、指導

定期の業務遂行確認及び事業決算の確認等の結果に基づき、市は指定管理者のサービス水準が維持されているかを評価し、その結果をフィードバックします。

4. 業務遂行確認

モニタリングにおける4つの評価段階

A+評価

- 要求水準を上回る

A評価

- 要求水準と同等

B評価

- 要求水準だが、一部課題がある

C評価

- 要求水準に至らない

* 要求水準は、仕様書等に基づくものです。

総合評価と各評価点の内訳

		東習志野・新 習志野・谷津 図書館	新習志野公民館	実花・袖ヶ浦・ 谷津公民館	スポーツ9施設	プラッツ習志野
総合評価		A	A	A	A	A
内 訳	A+（要求水 準を上回る）	9	6	5	6	3
	A（要求水準 と同等）	2 8	3 6	3 6	3 4	4 4
	B（要求水準 だが、一部課 題あり）	1	0	0	0	0
	C（要求水準 に至らない）	0	0	0	0	0
	計	3 8	4 2	4 1	4 0	4 7

* 各施設の評価項目と数は、それぞれの施設の仕様書等の内容によって異なります。

総合所見

1. 協定書、仕様書、事業計画書において求める運営管理の水準を達成しており、適正にサービスが提供され、安定的に管理・運営されていた。
2. 特に積極的だった取り組み
 - (1) 当該施設や事業等に関する効果的な広報・啓発
 - (2) 地域との交流・連携に関する取り組みを通じた地域交流の支援
3. 昨年度、一部の施設で窓口等での対応に不備があったが、当該施設への指導監督を強化し、研修等の充実も図った結果、改善がみられた。